

【国保中央会作成資料】

| | |
|-----------------------|---------|
| (千葉市)資料2 - 2 | H20.8.7 |
| 地域生活支援給付に係る 事業者説明会 | |
| 千葉市障害者自立支援課 | |

電子請求受付システムに関するFAQ

| No | カテゴリ | | 質 問 | 回 答 |
|----|----------|-----------|--|---|
| 1 | 簡易入力システム | 機能仕様・操作方法 | <p>平成20年10月より開始される障害児施設給付、地域生活支援事業について、簡易入力システムを利用する予定ですが、単位数表標準マスタ¹はいつ、どのように入手できるのでしょうか。</p> <p>¹ 地域生活支援事業の場合は「単位数表マスタ」となります。</p> | <p>障害児施設給付、地域生活支援事業により、単位数表標準マスタ¹の入手方法が異なります。それぞれの入手方法について回答いたします。</p> <p>【障害児施設給付】 平成20年7月以降にCDで配布する簡易入力システム(障害児施設給付編)をインストールすることで、最新版の単位数表標準マスタを取り込んだ状態となります。特別な通知がない限り、新たに単位数表標準マスタを取り込む必要はありません。</p> <p>【地域生活支援事業】 各市町村より送信される地域生活支援事業単位数異動連絡票情報を、国保連合会にて地域生活支援事業単位数台帳に登録し、単位数情報を電子請求受付システムへ連携します。そして、連携された単位数情報を電子請求受付システムへ取り込み、作成された単位数表マスタを、平成20年7月下旬以降に電子請求受付システムで公開しますのでダウンロードを行い、簡易入力システムに取り込んでください。</p> <p>¹ 地域生活支援事業の場合は「単位数表マスタ」となります。</p> |
| 2 | 簡易入力システム | その他 | <p>平成20年10月より開始される障害児施設給付、地域生活支援事業について、簡易入力システムはいつ、どのように入手できるのでしょうか。</p> | <p>国保中央会から国保連合会に配布しておりますCDに梱包されております。CDは2種類あり、障害児施設給付編と地域生活支援事業編となります。障害児施設給付、地域生活支援事業を行うそれぞれの事業所に国保連合会からCDを配布してください。なお、代理人に対しても同様に業務種別毎にCDを配布してください。</p> <p>また、電子請求受付システムのダウンロード画面からも、ダウンロードできるようになりますので、インターネットより入手することも可能です。</p> |
| 3 | 簡易入力システム | その他 | <p>平成20年10月より開始される障害児施設給付、地域生活支援事業について、接続確認はいつから実施できるのでしょうか。</p> | <p>接続確認の開始時期は平成20年8月以降となります。</p> <p>開始には、支払等システム6.1.0次版の適用が必要となります。現在、電子請求受付システムでは障害児施設給付及び地域生活支援事業の接続確認のテスト請求を受け付けておりません。受付開始は8月11日を予定しております。</p> <p>そのため、電子請求受付システムの受付開始及び支払等システム6.1.0次版の適用等の準備作業が終了次第、開始可能となりますので、事業所へは、国保連合会の運用によって、アナウンスを実施してください。</p> <p>なお、簡易入力システム(障害児施設給付編/地域生活支援事業編)を利用して接続確認の請求情報を作成する場合、平成20年8月以前のサービス提供年月で請求情報を入力することはできませんのでご注意ください。</p> |

電子請求受付システムに関するFAQ

| No | カテゴリ | 質 問 | 回 答 |
|----|-------------------------|--|--|
| 4 | 電子請求受付システム 機能仕様・操作方法 | 事業所から行われた証明書発行申請が更新申請であるか確認する方法はあるのでしょうか。 | <p>電子請求受付システムの【証明書発行管理】画面にて、<有効期限>欄²の内容を確認してください。 有効開始日だけが表示されている状態(例: 2008/10/01 -)であれば、更新での発行申請となります。 新規の発行申請であれば、日付が表示されず" - "と表示されます。</p> <p>なお、<有効期限>欄の日付は、認証局への発行依頼処理が行われると、有効期限が確定するため書き換わります。そのため認証局へ発行依頼処理が行われた後は見分けることができなくなります。(同様の理由で即時発行依頼送信を行うと、その時点で認証局への発行依頼処理が行われるため見分けることができなくなります。)</p> <p>2 <有効期限>欄は"有効開始日 - 有効終了日"の形式で表示されます。</p> |
| 5 | 電子請求受付システム 機能仕様・操作方法 | 新しいパソコンで請求を行うため、現在請求に使用している証明書を電子請求受付システムよりダウンロード・インストールしようとした。その際証明書発行用パスワードを紛失しており、電子請求受付システムより証明書発行用パスワードの再発行を行いました。証明書をインストールすることができませんでした。正しい操作はどのような手順になるのでしょうか。 | <p>証明書のインストールには、パスワードによる認証が必要となりますが、このパスワードはすべての証明書で共通利用できるものではなく、その証明書の発行申請を行った際に使用した証明書発行用パスワードのみが有効となります。そのため、今回のように、既に発行済みの証明書をインストールする際に、証明書発行用パスワードの再発行で新たに発行したパスワードを用いても証明書をインストールすることはできません。この場合、新たに発行した証明書発行用パスワードで、新規に証明書の発行申請を行い、新しく発行された証明書をインストールすることになります。</p> |
| 6 | 電子請求受付システム 機能仕様・操作方法 | 証明書の更新申請を行う際に、「2008年10月1日から有効な証明書」を選択して申請を行ったはずですが、発行された証明書の有効期間は2008/7/10-2009/10/1でした。どうしてでしょうか。 | <p>現在、事業所にて使用している統合インストーラは、パソコンに複数の証明書があった場合、最新の証明書を自動的に取得し、請求情報とあわせて電子請求受付システムに送信しております。そのため、更新申請を行った場合、認証局では現在請求に使用している有効な証明書の有効終了年月日から1年間有効で、かつ有効な証明書の残りの期間を付与した証明書を発行しております。</p> <p>したがって、証明書の更新申請を行う際に「XXXX年XX月XX日から有効な証明書」または「発行日から有効な証明書」のいずれかを選択しますが、「XXXX年XX月XX日から有効な証明書」を選択しても、証明書のダウンロード画面上では、有効開始日は発行日が表示されます。</p> |
| 7 | 電子請求受付システム 機能仕様・操作方法 | 証明書の更新申請を行った場合、証明書発行手数料はいつ相殺されますか。 | <p>証明書発行手数料は、証明書が発行された日から発生いたしますので、証明書が発行された翌月以降の給付費から相殺されます。</p> |